様式第１（第18条関係）

（表　面）

**指定給水装置工事事業者指定申請書**

（申請先）駒ヶ根市長

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒 -

（申請者）住　　所

（本 社） 氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　（℡　　　　　-　　　　　）（FAX　　　　　　　）

　水道法第16条の２第１項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の２第１項の規定に基づき次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名 | | |
| フ　　リ　　ガ　　ナ  氏　　　　　名 | | フ　　リ　　ガ　　ナ  氏　　　　　名 |
|  | |  |
| 事 業 の 範 囲 |  | |
| 機械器具の名称、性能及び数 | | 別表のとおり |

* 指定給水装置工事事業者規定　第３条関係

（裏　面）

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所の所在地 |  |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称 |  |
| 上記事業所の所在地 |  |
| 上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 |
|  |  |

別表（第18条関係）

**機　械　器　具　調　書**

　　　　年　　月　　日現在

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　　　別 | 名　　　称 | 形式・性能 | 数　量 | 備　　　考 |
|  |  |  |  |  |

（注）種別の欄には、「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」

　　「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

様式第２（第18条及び第34条関係）

**誓　　　　約　　　　書**

　指定給水装置工事事業者申請者及び

その役員は、水道法第２５条の３第１

項第3号イからへまでのいずれにも該

当しない者であることを誓約します。

　　　　年　　月　　日

（申請者）住　　所

　氏名及び名称

代表者氏名

駒ヶ根市長　　様

（※　駒ヶ根市給水装置工事事業者規定　第３条関係）

様式第３（第22条関係）

**給水装置工事主任技術者選任・解任届出書**

（届出先）駒ヶ根市長

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　（届出者）

　水道法第25条の４の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

選　任

　　　　の届出をします。

解　任

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 給水区域で給水装置工事の事業を行う事業者の名称 |  | |
| 上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名 | 給水装置工事主任技術者免状の交付番号 | 選任・解任の年月日 |
|  |  |  |

※　指定給水装置工事事業者規定　第10条関係

様式第１０（第34条関係）

**指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書**

（届出先）駒ヶ根市長

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　（届出者）

水道法第25条の７の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| フリガナ  氏名又は名称 |  | | |
| 住所 |  | | |
| フリガナ  代表者の氏名 |  | | |
| 変更に係る事項 | 変更前 | 変更後 | 変更年月日 |
|  |  |  |  |

※　指定給水装置工事事業者規定　第５条関係

様式第１１（第35条関係）

**廃　止**

**指定給水装置工事事業者 休　止 届出書**

**再　開**

（届出先）駒ヶ根市長

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　（届出者）

　水道法第25条の７の規定に基づき、給水装置工事の事業の

廃　止

休　止　の届出をします。

再　開

|  |  |
| --- | --- |
| フリガナ  氏名又は名称 |  |
| 住所 |  |
| フリガナ  代表者の氏名 |  |
| （廃止・休止・再開）  の年月日 |  |
| （廃止・休止・再開）  の理由 |  |

※　指定給水装置工事事業者規定　第５条関係